- 1. ランク区分の数について
 - 引き続き4ランクとするか、例えば3ランクとするなど、ランク区分数を変更するか。
- 2. ランク振り分けの考え方について

以下のいずれか又は組み合わせて振り分けることが考えられるのではないか。

- 総合指数の差が比較的大きいところに着目するとともに、各ランクにおける総合指数の分散度合いをできる限り小さくすることにも留意する(平成29年全員協議会報告と同様の考え方)。
- ランク間で地域別最低賃金額の逆転現象ができるだけ生じないよう配慮する。
- 各ランクの適用労働者数の比率を一定程度勘案する。

(参考) 平成29年全員協議会報告(抜粋)

- (2) 新しい総合指数に基づくランク区分及び各都道府県の各ランクへの振り分け
 - 上記の新しい総合指数の状況を踏まえると、いくつかのランクに区分することが必要である。
- ランク数については、47都道府県の総合指数の差、分布状況に鑑みると、4ランク程度に区分することが妥当であり、各都道府県の各ランクへの振り分けについては、以下の考え方に基づき、別紙5のとおりとすることが適当である。
 - <u>イ 総合指数を順番に並べ、指数の差が比較的大きいところに着目する。</u>
 - ロ 各ランクにおける総合指数の分散度合いをできる限り小さくすることにも留意する。